

## 美郷町宿泊研修事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、町内において合宿、体験教育旅行又は研修等（以下「宿泊研修等」という。）を行う町外の団体に対して、その宿泊に要する費用の一部を補助することにより、交流人口の拡大を図り、もって観光産業の振興に資することを目的とし、美郷町補助金等交付規則（平成16年美郷町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿 共同で宿泊施設に宿泊し、スポーツ活動又は文化活動の大会、練習又は研修を行うことをいう。
- (2) 体験教育旅行 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいう。）が企画する体験教育プログラムに基づく宿泊を伴う旅行をいう。
- (3) 研修等 次のいずれかに該当し、宿泊を伴うものをいう。
  - ア 町内の企業、団体、行政等の視察
  - イ 町内で実施される研修・講演会の受講
  - ウ 都市・子ども・国際交流の活動で、町長が認めるもの
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定による旅館業を行うための施設その他宿泊料金の支払いを要する施設及び農山漁村民泊施設をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる団体は、町外の8人以上の団体とする。

### (補助対象の宿泊)

第4条 補助の対象となる宿泊研修等は、次の各号のいずれにも該当する宿泊とする。

- (1) 第2条第1号から第3号のいずれかの宿泊研修等を町内で行うこと。
- (2) 町内の宿泊施設の利用であること。
- (3) 1回の宿泊研修等における延べ宿泊数（参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。）が8泊以上で、かつ、宿泊初日の宿泊者が8人以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている宿泊研修等
- (2) 政治的活動を目的とする宿泊研修等
- (3) 宗教的活動を目的とする宿泊研修等
- (4) 営利を目的とする宿泊研修等
- (5) その他町長が適当でないと認める宿泊研修等  
(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助金額及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、原則として事業の実施前10日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊研修等計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 参加者名簿
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、第

6条に規定により提出した書類の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、変更（中止）承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 変更宿泊研修等計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 参加者名簿
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊研修等実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 参加者名簿
- (4) 宿泊証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第10条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、宿泊研修事業補助金交付請求書（様式第6号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金額	補助限度額
宿泊研修等に係る宿泊に要する経費（この表において「宿泊費」という。）	1人1泊当たり宿泊費の2分の1の額	1人1泊当たり2,000円、1団体の1宿泊費当たり16万円を限度とする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

美郷町長 様

申請者 所在地（住所）

名称

代表者名

㊟

電話番号

補助金交付申請書

宿泊研修事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり美郷町宿泊研修事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の実施期間
- 3 参加人数
- 4 添付書類
  - (1) 宿泊研修等計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他

様式第2号（第7条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

美郷町長

印

補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました宿泊研修事業補助金の交付  
について、下記のとおり決定（却下）しましたので、美郷町宿泊研修事業補助  
金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付金額 円

2 交付条件

（却下理由）

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

美郷町長 様

所在地（住所）

名称

代表者名 ㊟

変更（中止）承認申請書

年 月 日付け、美郷町指令 第 号をもって、交付決定のあった宿泊研修事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、美郷町宿泊研修事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止）の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更年月日
- 4 添付書類

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

美郷町長 様

所在地（住所）

名称

代表者名 ㊟

### 実績報告書

年 月 日付け、美郷町指令 第 号をもって、交付決定のあった宿泊研修事業の実績について、下記のとおり美郷町宿泊研修事業補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

### 記

- 1 補助事業の実施期間
- 2 補助金の交付決定通知額及びその精算額
- 3 添付書類
  - (1) 宿泊研修等実績書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 参加者名簿
  - (4) 宿泊証明書
  - (5) その他



様式第5号（第10条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

美郷町長

印

補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました宿泊研修事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、美郷町宿泊研修事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

- |   |                   |   |
|---|-------------------|---|
| 1 | 補助金の交付決定通知額       | 円 |
| 2 | 補助事業の対象経費の精算額     | 円 |
| 3 | 補助金の交付確定額         | 円 |
|   | （交付決定通知額）－（交付確定額） | 円 |

様式第6号（第11条関係）

補助金交付請求書

¥ \_\_\_\_\_

美郷町宿泊研修事業補助金交付要綱第11条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

美郷町長 様

所在地（住所）

名称

代表者名



金融機関名									
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店								
預金種別	1 普通	口座							
	2 当座	番号							
口座名義人	フリガナ								
	.....								

注意事項 団体の口座又は団体の口座を管理する人の口座を記入してください。

# 助成事務の流れ

## 申請団体

## 美郷町役場定住推進課

## 概要

宿泊予約の申込み（対象宿泊施設及び文化・スポーツ施設の予約）



交付申請



◎事業についてのお問い合わせ受付

⇒ ◎補助金交付申請書（様式第1号）の受理及び事前確認



← ◎補助金交付決定通知（様式第2号）発行

宿泊研修実施



実績報告

◎宿泊先に宿泊料金の支払い



⇒ ◎実績報告書（様式第4号）の受理及び事前確認



← ◎補助金確定通知（様式第5号）発行

支払請求



補助金受領・確認

⇒ ◎請求書受理（内容確認）



← ◎補助金の交付

◎宿泊研修目的・場所・内容に添った宿泊先、利用施設先の相談を承ります。  
※対象宿泊施設及び利用施設（文化・スポーツ施設等）には直接予約申し込みしてください。

◎宿泊研修開始日の10日前までに、申請書を提出してください。

◎補助金交付決定通知書は大切に保管してください。

◎必要に応じ、宿泊研修事業変更（中止）（廃止）承認申請（様式第3号）をしてください。

◎対象宿泊施設に宿泊証明書の証明をもらってください。

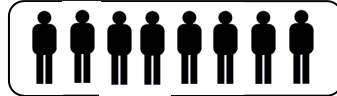
◎事業の内容が確認できる写真を数枚添付して提出してください。

◎補助金確定通知受領後、補助金交付請求書（様式第6号）を提出してください。

◎補助金の支払いについては指定口座（請求書記載口座）へ入金します。

## 宿泊対象判断注意点

対象参加団体（町外の方8名以上で参加（宿泊））



※町内の方の宿泊は対象としません

※参加者名簿の記載は町外の方のみ記載

## 対象とする場合

### Aパターン

1日目に8人以上で  
1泊以上をする場合

1日目（A宿泊施設）



◎1泊×連泊数が対象（上限額まで）

◎2泊目以降に宿泊場所が変わっても対象

### Bパターン

1日目に8人以上が  
別々に宿泊をする場合

1日目(A宿泊施設)



1日目(B宿泊施設)



◎1日目にA+Bの施設に8人以上宿泊すればOK

◎2泊目以降も対象（上限額まで）

### Cパターン

Aパターンの2日目以  
降に増減がある場合

1日目(A宿泊施設)




2日目(A宿泊施設)



◎1泊×連泊数が対象（上限額まで）

◎2泊目以降に8人以下になっても対象

◎2泊目以降  × 0人になれば対象にしません

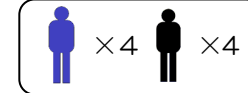
## 対象としない場合

1日目に8人以上に満  
たない場合

1日目(宿泊) ×



2日目(宿泊) ○



◎2日目8名以上に達した日の宿泊からは対象

◎2日目以降上記A～Cパターン対象

◎実施日は対象となる2日目の日時で申請

## 目的別対象判断注意点

## 対象とする場合

- ◎合宿（スポーツ活動、文化活動の練習、研修の実施）大会（研修会含）への参加は前後泊を対象とする  
※長期合宿の場合、練習の休日も対象とする
- ◎研修に含まれるもの：町内の行政・企業・団体への視察：町内の施設を利用したもの、または町内で実施される研修の受講、講演会の聴講も対象  
：都市・子ども・国際交流事業に該当し町が認めるもの
- ◎体験教育旅行（学校が行う修学旅行、課外授業等）
- ◎引率・指導者も対象とする

## 対象としない場合

- ◎合宿：同一団体の1ヶ月以内の連続した申請は対象としない。（申請者替えや同一内容と判断できるものも含む）
- ◎町内を合宿・研修等の会場としないもの
- ◎観光・イベント参加・まちあるき・ウォーキング等は対象としない。
- ◎変更で8人未満となった場合
- ◎要綱第4条の2 1号～5号に該当するもの
- ◎予算範囲を超えた宿泊日（予算の打切含む）

## 申請手続き等注意点

- ◎実施日はH25年4月1日からとする。（4月20日までに実施する場合は、10日前以内の申請を認めます。）
- ◎H25年度予算は100万円とし、予算がない場合の補助金は打切とする。（変更での増額分も含む）
- ◎申請期日（実施日10日前）を過ぎたものや事後申請は認めません。
- ◎事前予約は受け付けません。申請書の提出を先に行って交付決定を受けてください。
- ◎宿泊施設ごとの宿泊証明書が必要になります。
- ◎添付書類（合宿・研修計画、参加者名簿、実施写真等が必要です）
- ◎その他、詳しいことは右記連絡先までお問い合わせください。

### ◎問合せ・申請先

〒699-4692

島根県邑智郡美郷町粕洲168

美郷町役場定住推進課定住推進係

TEL0855-75-1212